

〈研究ノート〉

ジャージー島の Limited Liability Partnership (LLP) の 沿革に関する研究ノート

沈 律

要 旨

本研究ノートは、イギリス王室属領であるジャージー島のJersey LLPについて紹介するものである。

1990年代後半、国際的な大手会計法人らによって創設が求められたJersey LLPは、UK LLPに関する法律がイギリスにおいて制定されることに先立って制定されたものであって、アメリカのLLCとともにUK LLPに関する法律の制定に多大な影響を及ぼしたといわれている。

また、ジャージー島の特性上、UK LLPに関する法律の制定以降からは、イギリスの影響を受け、Jersey LLPに関する法律の改正がなされている。したがって、本研究ノートでは、Jersey LLPに関する法律の立法過程とともに1997年に制定されたJersey LLPに関する法律とその後の改正による特色を確認し、紹介することとする。

- I. はじめに
- II. 1990年代のジャージー島
- III. Jersey LLPに関する法律の制定までの沿革
- IV. 1997年と2017年のJersey LLP法の特徴
- V. むすびに代えて

I. はじめに

2000年、イギリスにおいてLimited Liability Partnership（以下、「UK LLP」という。）という新たな事業組織形態に関する法律が制定された。これは、1990年代の後半から寄せられたイギリスにおける新たな事業組織形態の創設に関する要請から始まったものであって、国際的な競争力を強化するための1つの手段として制定されたものであると考えられる。UK LLPに関する法律の制定にあたってもっとも参考になった国は、同じ英

米法系という法体系に属しているアメリカであることはよく知られている。特に、アメリカのLimited Liability Company（以下、「LLC」という。）に関する法律が、UK LLPにおいて参考にされたモデルであると知られている。

アメリカのLLCは、1977年ワイオミング州で初めて法律が制定された事業組織形態である。当初は、LLCに関する法律自体があまりにも新しいものであって、他の法律との関係においての不明確性、特に租税上の取り扱いにおいて不確実性があったことから、アメリカ内の他の州においてあまり普及されていなかった。しかしながら、1988年にLLCの租税上の取り扱いが以前より明確になったことを契機に、LLCに関する法律を制定する州が徐々に増えつつ、最終的に、1996年にはLLCに関する法律は全米において制定されることになった¹。

アメリカのすべての州においてLLCに関する法律が制定された時期である1990年代後半に、国際的に事業を展開していた大手の会計法人らは、事業組織形態の構成員が負う二重課税の問題において比較的に自由であったアメリカのLLCのような新たな事業組織形態を、イギリスにおいても設立できるようにするために努力を尽くしていた。その努力の一環として成果を上げたのが、UK LLPであると考えられる。しかし、このUK LLPに関する法律を制定するにあたっては、紆余曲折があった。その紆余曲折の中でもっとも重要であると考えられるのが、イギリス王室属領であるジャージー島のLimited Liability Partnership（以下、「Jersey LLP」という。）である。なぜなら、イギリスにおいての新たな事業組織形態の創設に関する議論が低迷したときに、対案策として創設されたのがJersey LLPであるからである。このようなJersey LLPに関する法律は、1997年に制定されたものであって、イギリスにおいては域外の小さな管轄地で制定された法律であったにもかかわらず、イギリスの法制定において影響を及ぼす実験的な立法であるという背景を持っているといわれている。

本研究ノートは、イギリスにおけるUK LLPに関する法律が制定される過程において重要な役割を果たしていたといわれているJersey LLPについて紹介をするものである。具体的には、Jersey LLPに関する法律が制定される過程を紹介し、1997年に制定された最初のJersey LLP法と、2000年UK LLP法が制定された後にその影響を受けて改正さ

1 アメリカにおけるLLCの沿革に関する先行研究としては、Donald J. Hess（井上謙介訳）「米国のリミテッド・ライアビリティー・カンパニー」国際商事法務21巻1号25頁以下（1993年）、Kenneth L. Harris（渡邊肇訳）「新しい出資対象としての米国有限責任会社〔上〕」商事法務1391号2頁以下（1995年）、同「新しい出資対象としての米国有限責任会社〔下〕」商事法務1392号17頁以下（1995年）、榎田淳二「アメリカの新しい事業形態-LLC, LLPおよびLLLPの展開-〔上〕」国際商事法務26巻7号685頁以下（1998年）、同「アメリカの新しい事業形態-LLC, LLPおよびLLLPの展開-〔下〕」国際商事法務26巻8号796頁以下（1998年）、大杉謙一「法人（団体）の立法のあり方について・覚書」日本銀行金融研究所、IMES Discussion Paper No. 2000-J-7 1頁以下（2000年）、同「米国におけるリミテッド・ライアビリティー・カンパニー（LLC）およびリミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ（LLP）について-閉鎖会社立法への一提言-」金融研究（日本銀行金融研究所）20巻1号163頁以下（2001年）、関口智弘「米国ベンチャービジネスにおけるLLCの活用法-日本版LLC制度の導入に向けて-」商事法務1683号22-33頁（2003年）、拙稿「アメリカにおけるLimited Liability Company（LLC）の形成と発展（1）」早稲田大学大学院法研論集158号131頁以下（2016年）、同「アメリカにおけるLimited Liability Company（LLC）の形成と発展（2・完）」早稲田大学大学院法研論集159号211頁以下（2016年）などがある。

れたともいわれる2017年のJersey LLP法が有する特徴を紹介することを目的とする。

II. 1990年代のジャージー島

1. ジャージー島とは

ジャージー島は、イギリス海峡のチャンネル諸島にあるイギリス王室属領の1つであり、イギリス国王を君主とするところではあるが、イギリスの国内法上における連合王国 (United Kingdom) には含まれないところである。そのため、ジャージー島は、イギリスとは異なる独自の法律を有し、独自の議会と政府が存在することとなる²。また、カナダやオーストラリアのようにイギリス連邦ともいわれている国々と同様にイギリス国王を君主とするが、コモンウェルス (the British Commonwealth of Nations) とも知られているイギリス連邦には含まれない³のものであって、このジャージー島を含むイギリス王室属領というものは、きわめて不思議な立場にある国である。

もともと、ジャージー島は、乳製品関連の酪農業やジャガイモのような農業、観光業を中心的な経済産業としていたところであった。しかし、1960年代から資本誘致をするために積極的な措置をとることにより、国際的には租税回避地として知られるようにはなったが、金融サービス業がジャージー島における重要な経済産業となった。具体的には、1996年までのジャージー島における金融サービス業は、ジャージー島の国内総生産の55%を占めるほど、欠かせない経済産業として位置づけられるようになった⁴。このように金融サービス業が盛り、ジャージー島の重要な経済産業になったことから鑑みると、国際的な大手会計法人らが自分たちの事業展開において欠かせないジャージー島を立法実験の場として注目することは必然的であったかもしれない。

2. ジャージー島の行政と立法の構造

Jersey LLPに関する法律の制定が議論されていた1990年代後半のジャージー島における立法と司法、行政の構造を把握することは、本研究においてもっとも重要であると考えられる。イギリス王室属領という地位に立っているが、連合王国には含まれていないジャージー島は、EUの加盟国にも含まれていなかった⁵。その理由としては、ジャージー島は独自の法律や政府を持っているが、外交や防衛においては、イギリスがその役

2 *Crown Dependencies*, The Royal, <https://www.royal.uk/crown-dependencies> (accessed 29 November 2021)

3 ジャージー島を含むイギリス王室属領は、主権国家ではないため、国際的な義務を負うことができないことで、イギリスと関連する主権国家間の連合体であるイギリス連邦には加入できない。Ministry of Justice, *Government Response to the Justice Select Committee's report: Crown Dependencies*, p4 (Nov. 2010) (available for download https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/238346/7965.pdf)

4 Jim Cousins, Austin Mitchell and Prem Sikka, *Race to the Bottom: The Case of the Accountancy Firms*, Association for Accountancy & Business Affairs (2004) p.26 <<http://visar.csustan.edu/aaba/RacetothetBottom.pdf>> (accessed 29 November 2021) ; see also Austin Mitchell and Prem Sikka, *Jersey: Auditors' Liabilities versus People's Rights*, *The Political Quarterly*, Jan., 1999, Vol. 70, No. 1 (Jan., 1999) , p. 4.

5 Ministry of Justice, *supra* note 3, at 3.

割を担当していたからである。すなわち、イギリスから独立した政府をもっているとはいえ、自主的な外交力を有せず、イギリスの力を借りなければならないことがジャージー島の実情であったといえる。このようなジャージー島の実情により、イギリスは、ジャージー島が社会的・経済的・政治的な義務を負わずに、EUとの間で有利な貿易条件を享受することができるように、ジャージー島が特別な地位を得られるような交渉をEUとの間で進めていた。このようなイギリスの努力にもかかわらず、EU加盟国に適用される法律がジャージー島に適用されることはなかった⁶。

ジャージー島は、独自の行政府と立法府、司法府を有するものではあるが、その運用においては必ずしも行政・立法・司法の機能が明確に分類されているとはいえない。ジャージー島は、イギリス王室属領という独特な地位にある以上、イギリス国王の代理人である代官 (Bailiff) と副代官 (Deputy Bailiff) が、イギリスの国王により任命されることになる。この代官は、ジャージー島の代表でありながら、ジャージー島議会の議長と王立裁判所の裁判長の役務も兼任することとなる⁷。このような代官が遂行しなければならない任務だけをもって考えても、ジャージー島の立法と司法、行政の機能が明確に分離されることは難しいのではないと思われる。

ジャージー島の議会は、上院と下院の両院制のイギリスとは異なって、一院制を採択している。ジャージー島の議会は、代官と副総督 (Lieutenant-Governor)⁸、53名の選出された議員で構成される。この53名の選出された議員は、12名の元老議員 (Senator)、12名の地方行政区長 (Connétable)、29名の代議員 (Deputy) として構成される⁹。また、議会では、首席司祭 (Dean of Jersey)、法務長官 (Attorney General) および法務次官 (Solicitor General) も構成員として議会に参加することとなる。法務長官および法務次官は、代官と同様に、イギリス国王によって任命されることとなり、ジャージー島内の法律問題に関する助言をする役割を果たしている。この法務長官および法務次官は、議会に参加して発言をすることができる権能を有するが、議案において議決権を行使することはできない。

また、首席司祭は、ジャージー島内のイギリス国教会の首長であって、議会には参加して発言することは認められているが、議決権については、法務長官および法務次官と同様に行使することはできない。このように、ジャージー島の議会は、議会に参加することはできるとしても議決権を有しなく、議案や問題に対して助言をする立場の者も構成員

6 Cousins et al., *supra* note 4, at 24.

7 Cousins et al., *supra* note 4, at 24-25; see also Mitchell and Sikka, *supra* note 4, at 3-4.

8 ジャージー島の副総督は、イギリス国王により任命され、事実上、ジャージー島の国家元首の役割を果たすことになる。また、ジャージー島政府とイギリス政府を繋ぐ役割も果たしている。Lieutenant-Governor, Office of the Lieutenant-Governor, <https://web.archive.org/web/20110927063412/http://www.jersey.com/governmenthouse/About/Pages/default.aspx> (accessed 29 November 2021); see also Mitchell and Sikka, *supra* note 4, at 3.

9 選出された議員が53名であることは、1990年代のジャージー島における議会の構成であって、現在においては、元老議員が8名に改正され、49名の議員が選出された議員となる。States of Jersey Law 2005 s. 2(1).

として存在している¹⁰。

ジャージー島の政策や立法の過程においては、アメリカ議会の上院公聴会 (the US Senate hearings) やイギリス議会の特別委員会 (the UK Parliamentary Select Committees) のように、特定の主題や問題を議論するために選定された議員と専門家で構成される会議体のような機能を果たす機関はなく¹¹、全体的に本議会がそのような機能を果たしていることになる。それは、議会の構成員の人数がそれほど多くないため、すべての構成員が議論することができなくもないからかもしれない。しかしながら、議会の構成員のみで議論するだけでは、専門的な議論がなされるよりも基本的な議論のみに基づいて立法と政策の過程が進行されるのではないかという懸念も考えられる。

また、重要法案と関連して議会でなされる議論の過程を把握するためには、議事録は必須不可欠であるとも思われるが、当時のジャージー島の議会はなぜか議事録がなく¹²、法案の立法当時にどのような状況でどのような議論がなされたのかを調べるのが非常に困難である。

Ⅲ. Jersey LLP に関する法律の制定までの沿革

1. ジャージー島以前にイギリスにおける議論

ジャージー島は、1960年代以降、資本誘致のために積極的な措置をとることによって、金融サービス業がジャージー島の重要な経済産業になった。新たな事業組織形態に関する法律が制定される直前であった1996年には、国家総生産の55%が金融サービス業であるほど、ジャージー島の経済において金融サービス業はもっとも重要な経済基盤であった。このような状況の下、国際的に有名な大手会計法人とジャージー島が親密な関係にあることは当然といえば当然かもしれないものであった。

国際的に有名な大手会計法人¹³は、ジャージー島において新たな事業組織形態に関する法律を制定させるために努力を尽くし、その結果として1997年にJersey LLPに関する法律を制定することになった。しかしながら、このような大手会計法人らの努力は、始めからジャージー島において新たな事業組織形態に関する法律を制定しようとしたわけではない。ジャージー島で法律を制定させるために働きかける以前に、大手の会計法人

10 議員と関連する法律によると、選出された議員のみが議決権を有し、それ以外に議会に出席する者には、発言を含む参加権だけが認められている。States of Jersey Law 2005 s. 2(1). See also, Cousins et al., *supra* note 4, at 24-25; Mitchell and Sikka, *supra* note 4, at 4.

11 Cousins et al., *supra* note 4, at 25-26.

12 Cousins et al., *supra* note 4, at 26.

13 当時、ジャージー島においてJersey LLPに関する法律が制定されるように働きかけた国際的な大手会計法人として知られているものは、Ernst & YoungとPrice Waterhouseであるという。Cousins et al., *supra* note 4, at 5; see also Judith Freedman, *Limited Liability Partnerships in the United Kingdom - Do They have a Role for Small Firms*, *Journal of Corporation Law*, Vol. 26, No. 4, (2001), p. 905.

らは、イギリスにおいて新たな事業組織形態の創設のためにロビー活動を行っていた¹⁴。

大手会計法人らは、イギリスのPartnershipに関する法律を全面的に改正することで、Partnershipの構成員であるすべてのpartnerが有限責任を享受することができる新たなPartnershipを創設するために努力を尽くしていた。イギリス政府も法律委員会を構成して、既存のPartnershipに関する法律を改正することが妥当であるかどうかを判断するために調査を実施した。その当時の法律委員会で提案されたPartnershipに関する法律の改正案の内容には、Partnershipにおいてgeneral partnerを含むすべてのpartnerが法的に責任を負う際に、自分の過失の範囲内においてその責任を負うようにする「過失責任主義 (fault-based)」を採用するようにしていた。しかしながら、この過失責任主義については、債権者の保護やその過失による被害者に対するリスク負担において、一般的に受け入れられない変化をもたらすおそれがあるとして、学界や法曹界から猛烈な批判を受けていた。このような過程により、Partnershipに関する全面的な改正の議論が行き詰まることになった。大手会計法人らは、それでもPartnershipに関する法律の全面的な改正を果たすために、ロビー活動を続けていたが、Partnershipにおけるgeneral partnerの無限責任に関する内容を改正することに対してイギリス政府が拒否¹⁵することにより、他の管轄地を探すことになった。その際に、大手会計法人らの目にかかったのが、イギリス王室属領のジャージー島であった。

2. ジャージー島での立法活動

大手の会計法人らは、提案していたPartnershipに関する法律の改正をイギリス政府が拒否した後に、イギリスの近距離に位置しているジャージー島において、新たな事業組織形態であるLLPに関する法律を新設するためのロビー活動を始めていた。

1995年、ジャージー島内の法律事務所は、大手会計法人らに代わって、Jersey LLPに関する法律の制定について議論を進めるために、ジャージー島政府の金融サービス担当者との面談を行った。その後、財務経済委員会 (the Finance and Economics Committee) の委員長とも新たな法律制定に関する議論を行った。このような実務的な議論以外にも、法律的な諮問を得るためにジャージー島の法務長官との面談と議論を続けていた¹⁶。

このようなロビー活動をしながら大手会計法人らは、主導的にJersey LLPに関する法律の草案を作成することになった。その草案は、利害関係者の権利や利害関係者に対する責任に関する規定が少ないものであって、また、訴訟の際に、自らを保護することができる規定で構成された草案であった。この草案は、イギリスにおいてPartnershipに関する法律を改正するにあたって用いていた規定でもあった。しかしながら、あまり

14 Cousins et al., *supra* note 4, at 27.

15 Geoffrey Morse et al., *Palmer's Limited Liability Partnership Law*, p.8-12 (2nd ed., Sweet & Maxwell, 2011); Freedman, *supra* note 13, at 905.

16 Cousins et al., *supra* note 4, at 27-29.

にも利害関係者に対する保護が少ない法案であったため、イギリスで受けていた批判がジャージー島でも受け得ると判断した結果、その批判から逃れるように、Jersey LLPに関する法律には、責任保険制度の規定を新設した。これは、アメリカのデラウェア州におけるLimited Liability Partnership (LLP) は無限責任を負うGeneral Partnerを置く代わりに、LLPが最低100万ドルの責任保険に加入することによってすべてのPartnerが有限責任を享受することができるようにする規定をまねたものである。実際にJersey LLPに関する法律の草案を作成するためにモデルとして参考にしていただいたといわれる海外の法律はアメリカ、特にデラウェア州のLLCであるらしく、LLPの規定は参考するものの中では排除されていた¹⁷といわれる。しかし、デラウェア州LLPに関する法律の中で一部はJersey LLPに関する法律の草案に対する批判を抑えるにあたって魅力的な参考事項であったようである。その代表的なものが責任保険制度の規定であると考えられる。

1996年7月2日、Jersey LLPに関する法律の草案が議会において承認された。しかし、その承認において提案された法律の目的とその法律の制定について十分な協議がなされてなかったという批判があった。特に国際的な大手会計法人らによって法律の草案が作成されたことについての懸念と批判があった¹⁸が、ジャージー島では、大手会計法人らが望んだ通りにJersey LLPに関する法律が制定、導入されることになった。

3. Jersey LLPの草案の特徴

1996年5月、会計法人らが当初思っていた予定よりは少し遅れてJersey LLPに関する法律の草案が完成された。批判の対象であった責任に関する規定において「経営においては実際の損失が生じない限り、各構成員¹⁹は、LLPが有する負債について個人的な責任を負わない」と定めていた²⁰。この規定の定めにより一般的な負債について全構成員の無限責任を否定することになった。

また、上記で説明したように、Jersey LLPにおける利害関係者の保護を図るために責任保険制度の規定を設けていた。これは、「すべてのJersey LLPは銀行または保険会社に500万ポンドを用意しておかなければならない」という規定²¹であって、デラウェア州LLPの責任保険への加入義務をまねていた規定であり、利害関係者の保護にも考慮しているとのアピールをするための条項であると考えられる。

Jersey LLP法の草案は、Jersey LLPの本店所在地の住所を要求しているが、Jersey LLPのために活動する代理人や構成員がジャージー島の住所を有することを要求してい

17 ロビー活動の当時は、100万ポンドの金額を定めていたが、後述するように、実際の草案と1997年Jersey LLP法においては、500万ポンドとして、利害関係者の救済策としての責任保険制度の規定が定められた。Cousins et al. *supra* note 4, at 29-30.

18 Cousins et al. *supra* note 4, at 33-36.

19 LLPの構成員も他のPartnershipと同様にPartnerと呼ばれるが、PartnershipとLLPとを区分するために、LLPを構成するPartnerについては、構成員として言い換えることにする。

20 Cousins et al. *supra* note 4, at 31.

21 Cousins et al. *supra* note 4, at 31-32.

ない²²。したがって、営業所に該当するJersey LLPの本店だけがジャージー島内の住所を有すれば、当該Jersey LLPの代理人や構成員はジャージー島に居住しなくてもJersey LLPを設立することができる。これは、アメリカのLLCにおいて、LLCの登録された代理人がその管轄である州に住所を有することを要求することとは異なる規定であった。

また、Jersey LLPは、構成員の氏名および住所のみで作成される年次報告の提出義務を負うが、Jersey LLPの会計監査に関する情報を開示することは要求されなかった。毎年1月1日にJersey LLPを構成する構成員が把握できるのであれば、その他の情報を開示する必要はなかった²³ため、すべての構成員が有限責任を負う事業組織形態である株式会社が、一般的に認められる会計原則に従って会計書類を作成するように定められていることとは異なることになる。

Jersey LLPは、各構成員の合意によって作成されたPartnership Agreementの写しを本店に備え置かなければならないと定めていた。また、その写しは構成員のみが使用されるものであると規定していて、一般大衆はその写しを使用することができないようになっていた²⁴。一般の大衆はその写しを使用できないようにしている点で、Jersey LLPの債権者になろうとする者は、当該LLPについて情報を得ることが容易ではないと考えられる。そのような実態を踏まえて債権者への情報提供という観点からは、あまりにも債権者に不利ではないかというおそれがあると思われる。

Jersey LLPは、金融サービス業を含むすべての事業目的を遂行する事業組織形態として利用することが可能であった。これは、アメリカのLLCにおいて一部の州ではあるが、事業目的を制限していることと比べると緩い規制ではある。しかし、金融サービス業を担うJersey LLPを専担する規制機関は存在せず、また、監査を誤って行った者の行為に対する調査をするための政策や手続きなどの規定も存在しない。このようにJersey LLPに関する規制が緩いという特徴は、Jersey LLPを利用しようとする者には魅力的であったかもしれないが、債権者保護という点では手放していると批判されるのは、やむを得ないことであったと考えられる。

IV. 1997年と2017年のJersey LLP法の特徴

1. 1997年Jersey LLP法

(1) 1997年Jersey LLP法の構成

1997年に制定されたJersey LLP法は、作成された草案がそのまま法律として制定されることになった。Jersey LLP法が議会において議論されたときに反対があったにもかかわらず、草案通りに制定されたJersey LLP法は、ジャージー島において新たな事

22 Cousins et al., *supra* note 4, at 31.

23 *Ibid.*

24 *Ibid.*

業組織形態であるLLPを設立することを許容するようになった。

この1997年Jersey LLP法は、50か条と一つのスケジュールをもって構成された。多くの条文で構成される法律ではないが、1990年代後半においてアメリカのLLCに関する各州法や統一LLC法もさほど多くの条文を有する法律ではなかった。それを参考にして制定されたJersey LLP法の条文が多くないことは想定できるものであるだろう。

1997年Jersey LLP法は、前文に該当する1条には、様々な定義付けの規定が定められており、2条から10条までの条文で構成されている第2章はJersey LLPの本質(Essentials of Limited Liability Partnership)、LLPの構成員と他構成員および第三者との関係(Relations of Partners in a Limited Liability Partnership with One Another and Third Parties)を規定する第3章は11条から15条までの条文で構成されていた。また、16条から19条までは第4章のLLPの登記(Registration of a Limited Liability Partnership)、20条から31条までは第5章の解散および清算(Dissolution and Winding Up etc.)、その他、32条から最後の50条までが第6章の雑則および一般原則(Miscellaneous and General)を構成していた。最後には、1つのスケジュールにおいてJersey LLPにかかわる他のジャージー島における法律の修正を定めていた²⁵。

(2) 1997年Jersey LLP法の特徴

Jersey LLPは、所有と経営が分離されている株式会社の株主と同様に、Jersey LLPの構成員が有限責任を享受することができるが、必ずしも所有と経営を分離する必要はない。このように所有と経営を一致してもよいとされている点で、事業活動において所有と経営を分離したくない企業に対して新たな選択肢として注目を浴びるようになった。特に、Partnershipとして運営されていた企業にとっては、より興味深いものであったと考えられる。

Jersey LLPは、ジャージー島における登記所に当該Jersey LLPの設立登記をすることにより、アメリカのLLCと同様に自然人が有するすべての権限を行使することができる²⁶。すなわち、株式会社のように法人体(a body corporate)として定められているわけではないが、アメリカのLLCと同様に、法人格を有する法人体の権能を行使することができるとする条文が設けられていることにより法人類似性を有することになるため、Jersey LLPは、自らすべての権利能力を行使することができるものとなる。

Jersey LLPは、上記で草案の特徴について説明した通り、ジャージー島における本店所在地を必要とする²⁷。また、いつでもJersey LLPの財務状況を合理的に公開することができるよう、会計記録を作成する義務を負う。しかし、Jersey LLPは、監査人

25 Limited Liability Partnerships (Jersey) Law 1997.

26 LLP (Jersey) Law 1997 s. 2(4).

27 LLP (Jersey) Law 1997 s. 8(1).

(auditor) を設置する必要はなく、財務諸表も提出する義務を負わない²⁸。

また、Jersey LLPの構成員は、Partnership Agreementにより管理されることとなる。このPartnership Agreementは、構成員間の合意をもって作成されたものであるため、構成員間の関係においては何よりも優先されるものである。また、構成員の加入と脱退についてもこのPartnership Agreementをもって定めることとなる。Jersey LLPの構成員は、Jersey LLPの代理人ではあるが、当該Jersey LLPの他の構成員の代理人ではない²⁹。このような構成員に関する規定の多くは、LLCの構成員に関する規定に類似している。

1997年Jersey LLP法のもっとも重要な特徴といえ、上述したように、責任保険制度の規定である。すべてのJersey LLPは、銀行もしくは保険会社において500万ポンドを用意しておかなければならない。それは、Jersey LLPが破産する際に、Jersey LLPとかかわっている利害関係者を保護するためのものであって、もし、その責任保険制度の規定を充たしていないのであれば、Jersey LLPの構成員は、PartnershipのGeneral Partnerと同様な無限責任を負うことになる³⁰。このような規定は、初期のLLCにおいてもおかれていたものであって、債権者保護の観点から無限責任を負うような場合があることを知られる役割を果たしていたものであると考えられる。

2. 2017年Jersey LLP法の特徴

(1) 2017年Jersey LLP法の改正

1997年Jersey LLP法は、2004年に一度改正を行っていたが、その際には、法律の名称はそのままにして、ごく一部の改正がなされていた。1997年Jersey LLP法の制定以後、イギリスにおいても、2000年に新たな事業組織形態に関する法律としてUK LLPに関する法律が制定された。2000年UK LLP法は、アメリカのLLCとJersey LLPに関する法律の影響を受けたといわれているが、それは、内容のみを意味することではなかった。実際に、イギリスにおけるUK LLPに関する法律の制定に伴う議論の際に、ジャージー島でJersey LLP法の制定を成功した大手会計法人らは、イギリスにおいても類似する新たな事業組織形態を設立することができないことであれば、その会計法人らの根拠地をイギリスからジャージー島に移るしかないとの圧力を行使した³¹そうである。そのことだけを理由にUK LLPの創設がなされたとは言えないが、結局、そのような圧力がUK LLPに関する法律についての議論へ大きな影響を与えたのではないと思われる。

2017年に改正されたJersey LLP法は、イギリス王室属領というジャージー島が有する独特な性質上、2000年に制定されたUK LLP法の影響を受けて改正がなされたのであ

28 LLP (Jersey) Law 1997 s. 9(2)

29 LLP (Jersey) Law 1997 s. 15(1).

30 LLP (Jersey) Law 1997 s. 6.

31 Cousins et al., *supra* note 4, at 37-40; see also Freedman, *supra* note 13, at 905-07.

る。また、この改正により、Jersey LLP法は、すべての構成員が有する有限責任と租税上の透明性の得られるためにJersey LLPの利用を図っており、今まで租税回避地として知られていた印象を変えるため、使い勝手がよいJersey LLPを規定する法律を改正したのではと考えられる。

(2) 2017年Jersey LLP法の特徴

改正された2017年Jersey LLP法は、44か条と7つのスケジュールで構成され、1997年Jersey LLP法に比べると条文とスケジュールの数には多少の変更はあった。しかし、内容的な側面からは、概ねの骨組みは変わらなかったが、いくつかの特徴が目立つことになる。

まず、Jersey LLPは、ジャージー島において本店所在地の住所を有しなければならないが、それ以外に構成員の住所がジャージー島である必要はなかった。すなわち、Jersey LLPの構成員に対しては誰でもジャージー島の住所を持たなくてもよかったが、改正に伴って、Jersey LLPの事業目的によってはジャージー島で常住している構成員を要求する場合があると規定が変わることになった³²。これは、1998年金融サービス法に従って事業を行うJersey LLPの場合には、ジャージー島で常住している構成員を必要とする。また、Jersey LLPの事業活動の性格により必要に応じてジャージー島の金融委員会 (Jersey Financial Services Commission) と議論するように要求する場合もありうるように規定が変わることになった。

2017年Jersey LLP法の改正により、Jersey LLPが集合投資 (collective investment) の手段として用いられたり、関心のある投資者との公募または私募の対象になったりする場合には、Jersey LLPの規制承認および処理について、ジャージー島の金融委員会 (Jersey Financial Services Commission) の下で処理することになっている³³。また、特定支払能力に関するステートメント (Specified solvency statement)³⁴に関する内容が改正により定められるようになった。その代わりに、1997年Jersey LLP法においてもっとも特徴的であった規定である500万ポンドの責任保険制度の規定は、消えることになった。これは、債権者保護のために設けられていた改正前の責任保険制度を特定支払能力に関するステートメントが肩代わりするようになったものであると思われる。

2017年Jersey LLP法の改正の特徴といえば、ジャージー島の他の法律、特に金融サービスに関連する法律との絡みで改正がなされた点である。これは、ジャージー島においてJersey LLPは、金融サービス業において多く利用されていて、その利用から補完しなければならない部分が多く見つけたからではないかと考えられる。

32 Limited Liability Partnerships (Jersey) Law 2017 s. 8(3).

33 LLP (Jersey) Law 2017 Sch.2.

34 LLP (Jersey) Law 2017 s.12.

V. むすびに代えて

上記で確認したように、ジャージー島は、イギリス王室属領という独特な立場に置かれている国であって、立法と行政、司法において自主性を有しているが、相当な部分においてイギリスの影響を受けている。そのため、UK LLPに関する法律が制定された後に、それを参考にしてJersey LLP法が改正されるのは、当然なことであったかもしれない。ジャージー島におけるJersey LLP法の制定は、非常に特殊な過程を経てなされたともいえる。イギリスでのPartnershipに関する法律の改正が難航し、その対案策でありながら立法実験のために一もしかしたら国際的な大手会計法人らに利用されるばかりの過程の末に一新たな事業組織形態に関する法律が制定されたものであった。

当初、Jersey LLP法の制定のためにロビー活動を行っていた大手会計法人らがジャージー島においてJersey LLPの設立が可能となれば、自分たちの根拠地をジャージー島に移すといった言葉に騙されて法律の制定を進めていたものであったかもしれない。しかしながら、その結果として、Jersey LLPを用いてジャージー島で事業活動を行う他の企業や、UK LLP法が制定されるように後押しをする役割を果たしていたという点で、Jersey LLP法についての検討は、UK LLPに関する研究を行うにあたって重要であると思われる。

特殊性が多い国であって、あまりにも小さい国であるため、ジャージー島の法律は大きく注目されるほどに知られているものではなかった。しかしながら、今後のUK LLPの研究においては大変役立つものであったため、UK LLPに関する研究の準備過程としての研究ノートではあるが、これを用いてJersey LLPとその法律の制定経緯を紹介することとした。

(しむ ゆる・高崎経済大学経済学部専任講師)

<参考文献>

- Donald J. Hess (井上謙介訳)「米国のリミテッド・ライアビリティー・カンパニー」国際商事法務21巻1号25頁以下(1993年)、
- 大杉謙一「法人(団体)の立法のあり方について・覚書」日本銀行金融研究所、IMES Discussion Paper No. 2000-J-7 1頁以下(2000年)
- _____「米国におけるリミテッド・ライアビリティー・カンパニー(LLC)およびリミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ(LLP)について—閉鎖会社立法への一提言—」金融研究(日本銀行金融研究所)20巻1号163頁以下(2001年)
- Kenneth L. Harris (渡邊肇訳)「新しい出資対象としての米国有限責任会社〔上〕」商事法務1391号2頁以下(1995年)、
- _____「新しい出資対象としての米国有限責任会社〔下〕」商事法務1392号17頁以下(1995年)、
- 梶田淳二「アメリカの新しい事業形態～LLC, LLPおよびLLLLPの展開～〔上〕」国際商事法務26巻7号685頁以下

ジャージー島のLimited Liability Partnership (LLP) の沿革に関する研究ノート (沈)

(1998年)

_____「アメリカの新しい事業形態～ LLC, LLPおよびLLLの展開～〔下〕」国際商事法務26巻8号796頁以下
(1998年)

関口智弘「米国ベンチャービジネスにおけるLLCの活用法—日本版LLC制度の導入に向けて—」商事法務1683号22-33頁 (2003年)

沈律「アメリカにおけるLimited Liability Company (LLC) の形成と発展 (1)」早稲田大学大学院法研論集158号131頁以下 (2016年)

_____「アメリカにおけるLimited Liability Company (LLC) の形成と発展 (2・完)」早稲田大学大学院法研論集159号211頁以下 (2016年)

Austin Mitchell and Prem Sikka, Jersey: Auditors' Liabilities versus People's Rights, *The Political Quarterly*, Jan., 1999, Vol. 70, No. 1 (Jan., 1999) , pp. 3-15

Geoffrey Morse et al., *Palmer's Limited Liability Partnership Law*, p.8 (2nd ed., Sweet & Maxwell, 2011)

Jim Cousins, Austin Mitchell and Prem Sikka, *Race to the Bottom: The Case of the Accountancy Firms*, Association for Accountancy & Business Affairs (2004) <<http://visar.csustan.edu/aaba/RacetotheBottom.pdf>> (accessed 29 November 2021)

Judith Freedman, *Limited Liability Partnerships in the United Kingdom - Do They have a Role for Small Firms*, *Journal of Corporation Law*, Vol. 26, No. 4, (2001) , pp. 897-916.

Ministry of Justice, *Government Response to the Justice Select Committee's report: Crown Dependencies*, (Nov. 2010)

Moz Scott, *Jersey Offers New Limited Partnerships*, 6 *International Tax Review*, vol. 6, No. 7, July/August 1995, p. 15-16

Philip Morris and Joanna Stevenson, *The Jersey Limited Liability Partnership: A New Legal Vehicle for Professional Practice*, *The Modern Law Review*, Jul., 1997, Vol. 60, No. 4 (Jul., 1997) , pp. 538-551

A Research Note on the History of a Limited Liability Partnership (LLP) in the Bailiwick of Jersey

SHIM, Eul

This research note introduces Jersey LLP in the Bailiwick of Jersey, a British Crown Dependency.

The Jersey LLP, which was sought after by the large international accounting firms in the late 1990s, was enacted before the UK LLP law was enacted in the United Kingdom and is said to have had a significant impact on the UK LLP legislation along with the US LLC.

In addition, due to the characteristics of the Bailiwick of Jersey, the Jersey LLP law has been revised since the enactment of the UK LLP law. Therefore, this research note will view and introduce the legislative process of the Jersey LLP law and the characteristics of the Jersey LLP law enacted in 1997 and subsequent revisions.